

横浜合同法律事務所 9条の会ニュース

横浜市中区日本大通17番地

JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

TEL045-651-2431 Fax045-641-1916

2007. 4. 18 第3号

「横浜合同法律事務所9条の会」ニュース第3号を発行いたします。

今回は、今注目度の高い国民投票法や格差問題に関する特集のほか、当会独自企画のご案内もさせていただきます。独自企画は毎回ご参加いただいた方々からご好評をいただいております。第3弾企画についても下記ご案内をご覧の上、ご家族・ご友人とお誘い合わせの上、多くの方々にご参加いただければ幸いです。



横浜合同法律事務所9条の会 第3回独自企画のご案内 ～政治とマスメディア ～マスメディアは真実を写す鏡か～

日々、仕事や生活に忙しく追われている身にとって、マスメディアは、多くの情報を与えてくれる大切な存在です。特に、今日では、私たちが消化しきれない程の大量の情報が日々流されていると言っても過言ではないでしょう。

しかし、マスメディアによる情報の流通も、人によって行われるものである以上、そこには多くの人々の思惑や利害得失が絡み、時には真実を伝えるというマスメディアの使命よりも、他の目的が優先されてしまうことがあるのは、過去及び現在の多くの例が教えてくれます。そして、時の権力者によってマスメディアが世論を操作する道具として利用されるとき、マスメディアが市民を誤った方向に導き、悲劇を生み出す危険さえ秘めているということは、ナチス・ドイツの事例などを思い出せば、容易に想像できることでしょう。

そして、権力によってマスメディアが利用されるという危険は、何も過去のものではなく、現在の世界においても存在する危険です。それは、社会が未成熟で報道の自由が確立されていない国々に限られる問題ではなく、日本を含めた先進国においても、未だ克服できていない課題なのです。

そのようなマスメディアの問題点を正確に理解することは、日々流される多くの情報をより正確に理解すること、ひいては、その裏にあるものを理解することにもつながる大切なことです。そこで、今回は、マスメディア関係者に講師をお引き受けいただき、マスメディアがどのような観点から情報を取捨選択し、市民に流す情報を決めているのかという点を皆さんと考えるために、企画の準備を進めています。

詳細なご案内は、また後日行いますが、是非、多くの方々のご参加をいただきたく、まずは企画の趣旨と日時等をお伝えします。

日 時	2007年6月23日(土) 午後2時～2時間程度
場 所	万国橋会議センター(地図は最終頁に記載)
講 師	未定(マスメディア関係者を予定しています)
参加費	資料代程度



特集 1 ～続 国民投票法案って何？～

創刊号で、国民投票法案の記事を掲載しましたが、今まさに注目すべきこの法案について、続編として特集を組んでみました。

国民投票法案が2007年4月13日、衆議院で可決されました。4月12日の衆議院特別委員会では、「もう話し合いは終わった」として強行採決をしようとする自民党議員の発言に、傍聴席からも怒号が飛び交う大混乱の中での強行採決でした。

この国民投票法案ですが、このニュースの第1号にも書き、そこから少し内容が変わっていますが、実態はほとんど変わっていません。全国に500万人以上いる公務員・教育者の国民投票運動を規制したり、わずか数十パーセントの人の賛成だけで憲法改正できる仕組みなど全く変更はありません。

その中で、有料広告（テレビCM）について今回はお話しをしたいと思います。

有料広告について、国民投票法案は、投票日の2週間前からだけ有料でのテレビ・ラジオでのCMを禁止しています。

テレビの影響力はあまりにも大きく、テレビが一方向的な情報を流し続けた場合には、国民の意思が煽動されてしまうからというのがその理由です。しかし、現在国民投票法案では、発議から最低60日間経った後に投票することになっていますので、発議から1か月半以上もの期間、全くテレビCMは規制のない状態で使えることになります。

この結果どういうことになるのでしょうか。

イタリアの例を紹介してみます。イタリアでは、1998年にベルルスコーニという民間放送局4社のうち3社を経営する経営者が立候補をしました。この人は、サッカーチームのACミランのオーナーでもあります。政治には全く関わったこともない人で、しかも典型的な右翼思想を持っている人でした。このベルルスコーニ氏は、「フォルツァイタリア」という右派政党を立ち上げ、自分の支配するメディアを利用し、テレビCMやテレビ番組に何度も出演し、人気のサッカー選手も応援に登場させ、なんとわずか4か月で政権をとってしまったのです。こうして生まれたイタリアの右翼政権は、テレビを利用しながら長い期間イタリアを牛耳ってきたのです。

その結果、ベルルスコーニ氏は、2006年、首相である自分の権限を最大限に強化し、また福祉などのお金にならない事業を、国から地方へ全て押しつけるというどこかの改憲案と似たような改憲案を提出したのです。このメディア王の改憲案は、瞬く間に国会で可決され、全ては国民投票にかかっています。

ただ、このベルルスコーニによるテレビを使った政権奪取の反省から、この時にはテレビCMでの改憲賛成・反対という意見表明は禁じられていました。テレビ番組で改正について報道する際にも、改憲の賛成派と反対派は公平な時間の分担を受けて報道をすることが義務づけられていました。その結果、なんとイタリアでは、議会の賛成にもかかわらず国民の約7割の多数で改憲案を否決し、おまけに同時に行われていたベルルスコーニも選挙で大敗し、首相の座から落選し右翼政権が倒れるという事態になったのです。

私自身、イタリアに行き、メディアの方や、独立行政委員会の人のお話を聞いてきました。

彼らの話では、テレビで特定の考えを自由に流して良い、特にテレビCMという方法を自由にするものの危険性を肌で感じていることがよく分かりました。

日本でも、実は郵政民営化選挙の際に、自民党が大量のお金を使ってテレビCM作戦を展開しました。

その結果、テレビ局が稼いだお金は100億円にも達すると言われていています。そして、自民党は初めて衆議院での単独過半数（法律を単独で採決できる状態）にまでなりました。その後もテレビは、小泉前首相を題材に流せば視聴率が取れるとして、「小泉劇場」というタイトルで、小泉政権の考えを反対意見もつけずに垂れ流しに流してきました。国民投票が実際に行われる際には、前回以上の1000億円規模のマーケットになるのではないかなどとテレビ局の業界ではささやかれているといます。

日本もイタリアと同じように、テレビ局が営利企業である以上、お金を持っている人・政党だけがお金に物を言わせて情報を垂れ流すことも可能となっているのです。

ヨーロッパでは、フランスやスペインでも、テレビでのCMは禁止されています。ヨーロッパの人たちは、国民投票というものに昔から深く関わってきているため、その危険性もよく分かっているのでしょう。かつてドイツでヒトラーが、イタリアでムッソリーニがそれぞれ国民の支持を受けて登場したのであり、彼らが用いた国民の意思の獲得方法はまさに宣伝の仕方だったという歴史があるからです。

しかし、日本では憲法改正についての国民投票という歴史は、戦前を見ても全くありません。ヨーロッパの人々と違い、歴史的にも全く知識のない国民投票法をこれほど短い時間（わずか55時間！）で本当につくって大丈夫なのでしょうか。少なくとも国民が「国民投票って何？」等と言っている時に、国民投票法をつくって本当に大丈夫なのでしょうか。かつてのヨーロッパの轍を踏むことがあれば、それは今国民投票をつくらうとしている日本の右派政権を止められなかった私たちの責任となるでしょう。その時、私たちは、自分の子どもたちになんと説明しますか？

（弁護士 阪田）



お願い

横浜合同法律事務所9条の会では、入会申込みを随時受付しております。ご家族、ご友人でご賛同いただける方がおられましたら、ご紹介ください。

また、当会では、会の経費・維持費として、カンパの御協力をお願いしております。御協力いただける方は、同封の郵便振替用紙にてお振込下さいますようお願い申し上げます。



1 貧困問題はこんなに深刻

昨年10月、日弁連の人権擁護大会において、「現代日本の貧困と生存権保障」というテーマについて報告がされました。そこでは、現在の日本の深刻な状況がつぎつぎに明らかにされていきました。

家庭に貯蓄があるかどうかという点について、1980年代は貯蓄が無い世帯というのはせいぜい5パーセント前後に過ぎなかったのに、2005年には23.8パーセント（4軒に1軒）にまで達したそうです。

マスコミでも話題になった給食費・文房具代・修学旅行費を支払えず修学援助を受ける児童・生徒数は、全国で134万人（12.8パーセント、8人に1人）に達し、国民健康保険料滞納世帯は470万世帯、保険料未納により保険証を市町村に返還させられた「無保険者」は32万世帯にまで達しています。貧困者は病気になっても医者にかからなくてよいというわけです。

日本の自殺者の数は、年間2万人前後というところでしたが、1990年代後半から急激に約1万人（交通事故の年間死亡者数でさえ1万人を下回っている）が増加して3万人代になり、2003年をピークにして現在も3万人代が続いています。この推移曲線と重なり合うのが自己破産件数であり、1990年代後半から急激に増加し、2003年の24万件をピークに現在も高い水準が続いている状況です。経済的理由による自殺者が如何に増えたかが明白です。

このような中に、日本の生活保護の捕捉率（本来、その制度を利用できる人のうち実際にその制度を利用している人の割合）の異常な低さの問題があります。ドイツやイギリス等においては、生活保護の捕捉率は70～80パーセント以上という状態なのですが、日本の行政は、そもそも捕捉率を含む貧困調査自体を行っていないという異常ぶりです。そして、日本では、生活保護を申請しても行政窓口で断られるという問題が少なくなく、研究者の推定によれば日本の捕捉率は約16パーセント程度という異常な低さになっているとのことです。

日本政府は「聖域なき財政改革」を掲げて、2003年から生活保護制度の見直しを開始し、2006年7月の「骨太の方針」からは、さらに徹底した生活保護予算の抑制策を急激に進めています。

このような中で、秋田では、生活保護を申請して断られ続けた30代男性が市役所の駐車場で自殺し、北九州では、生活保護を断られ続けた人が餓死するに至るといった痛ましい事件も発生しています。



2 大企業の利益は史上最大

このように、貧困のために生存することさえ出来ないという深刻な状況が存在する一方で、日本の企業は、2004年度にはあの金余りの平成バブル期の経常利益を大きく突破する利益をあげるようになり、2006年度には、バブル期の1.5倍の経常利益を上げることがほぼ確実という状況に至っています。

しかも、これは経常利益であり、税引前の利益です。1989年の消費税導入後、03年までで136兆円の消費税が集められましたが、90年に法人税率を

40パーセントから37.5パーセントに減税して以降、03年までの法人税減税によって、131兆円が減税された形になっています。

したがって、現在の企業は、バブル期のような大きな法人税を支払う必要もないことになっていますから、純利益でいえばバブル期のそれとは比較にならない利益をあげていることとなります。 (2003年10月23日しんぶん赤旗記事より引用)

さらに加えて、現在の中小零細企業は、平成バブルのときのような良好な経済状態とはほど遠い状態になっています。ですから、現在では、一部の大企業にだけその利益が集中し、そして、その利益も莫大なものになっているのです。



3 憲法9条と格差問題

(1) 経済的差別問題

どうして私たちの日本は、ここまで歪んでしまったのでしょうか。

この格差は、90年代後半から推し進められた日本政府の「構造改革」の賜です。ですから、偶然ではなく国の政策（政治）によって意図的に作り出されたという意味で、現在の経済格差を、経済的「差別」というべきであるとする指摘もあります。

(2) 人権としての平和

憲法は、すべての人が、人として尊重されるべきであるとする人権の思想を出発点としています。そして、この考えは、自分も他人も、同じ人間として等しく取り扱われるべきであるとして「差別」を否定することになり、さらに、これを推し進めて、自分たちの国の利益のためには他国の人の生命を奪っても良いとする「戦争」をも否定することになります。平和の問題を、単に国の軍事政策の問題とするのではなく、平和的生存権という人権の問題として、しかも、全世界の人々が享有すべき人権の問題として明確にしているところに、日本国憲法の優れた先進性が存在しています。

(3) 戦争をしない社会のために

反対に、(経済的)差別を容認し、人を人として見ようとしない社会は、いずれ戦争を容認することになりかねません。

横合9条の会としては、このような立場から、歪んだ経済格差(差別)の問題についても、みなさんと一緒に考えていきたいと思っています。

(弁護士 高橋)



外部団体 企画紹介

神奈川県内を中心に、これから行われる企画をご紹介します。紙面の都合上、詳細は割愛させていただいております。連絡先を記載しておりますので詳細や参加方法はそちらにお問い合わせの上ご参加下さい。

- ① **講演と音楽のつどい** 4月26日(木)18:30~
講演「靖国・自衛軍・愛国心—日本はどこへ行くか」
講師：高橋哲也さん（東京大学教授）、阪田勝彦弁護士（当事務所弁護士）
ピアノと歌：佐藤真子さん（音楽家）
場所：横浜 西公会堂 資料代：999円
主催（連絡先）：九条かながわの会 045-212-9397

- ② **平和学習会** 4月28日(土)～海からノースドッグを調査・監視行動～
13:45 大栈橋通船乗場集合、14:00乗船
15:20～学習会（大栈橋入り口波止場会館）
参加費 1,000円（乗船・資料）
主催（連絡先）：横浜平和委員会 045-231-0103

- ③ **憲法劇「かんぱれッ！日本国憲法」** 詳細は次頁をご覧ください！
5月2日(水)19:00、5月3日(木)13:00、17:00

- ④ **憲法改悪を許さない5・3県民のつどい** 5月3日(木)13:00
講演「歴史の観点から改憲を考える」
講師：山田朗さん（明治大学教授）
講師：阪田勝彦弁護士（当事務所）—改憲手続法案について—
場所：鶴見公会堂 資料代：500円
主催（連絡先）：神奈川憲法会議 045-477-4760（北横浜法律事務所）

- ⑤ **結成2周年記念イベント** 5月13日(日)14:00~
講演「憲法制定60年、改憲にどうたちむかうか」
講師：伊藤真さん（法学館憲法研究所所長）
場所：てくのかわさきホール 資料代：500円
主催（連絡先）：たかつ9条の会 044-822-9661

- ⑥ **野外音楽祭 「Roots9」** 5月20日(日)16:30~
出演（予定）：横井久美子（シンガーソングライター）、wataru the DUO、平和太鼓のむぎ
場所：三笠公園野外ステージ 参加費：500円
主催（連絡先）：横須賀市民9条の会 Roots9実行委員会
046-849-8099 (fax)、yokosuka-roots9@hotmail.co.jp (e-mail)



横浜合同9条の会からおすすめです

当会から憲法に関する作品のうち2点をご紹介します。
一点はミュージカル風の演劇ともう一点は映画作品です。
関係団体にお問い合わせの上ぜひお出かけください。

① 第21回「がんばれッ！日本国憲法」

上演日時 2007年5月2日(水) 19:00
5月3日(木) 13:00 / 17:00

(各回、開場は開演の30分前です)

上演場所 神奈川県立青少年センターホール

料金 前売：一般2000円 / 学割1500円
当日：一般2300円 / 学割1700円

(65歳以上の方や、障害をお持ちの方も、学割をご利用できます)

チケット 横浜合同法律事務所 浅川までお問い合わせください

TEL:045-651-2431 FAX:045-641-1916 asakawa@yokogo.com

(ジョイナスプレイガイドでもお求めいただけます)

ホームページ <http://www013.upp.so-net.ne.jp/kenpo-2004/>

「がんばれッ！日本国憲法」は、護憲の立場から人権と平和を訴える、ミュージカル風の演劇です。これまでも、こどもから70代の方までの市民が参加し、市民が中心となって企画立案し、上演してまいりました。ご来場頂いた観客には、「元気をもらいました」「思わず涙がでてしまいました」と、好評を頂いております。

今年は、教育問題、労働問題、平和問題を取りあげます。教育問題では、新教育基本法の下で本当の教育とは何かを問いかけます。労働問題では、ネットカフェに泊まり込んで日雇い仕事に出かける若者、格差社会の現状を取り上げます。平和問題では、もし改憲され自衛軍が創設されたとしたら、国民が戦争に駆り立てられ、人間が殺人兵器へと造りかえられてしまう危険性を描きます。

出演者もスタッフも一丸となって、
本公演にむけ準備し、練習にとりくんでおります。
ぜひ、本公演をご観覧ください。

そして、一緒に人権と平和について考えて
ください。

出演者スタッフ一同、新しい仲間を歓迎します。

(弁護士 浅川)



② 映画 『日本の青空』 大澤豊監督

日本国憲法の誕生については、GHQ案を基にして政府の「憲法改正草案要綱」が作成されたことが知られていますが、そのGHQ案は、東京大学大原社会問題研究所所長高野岩三郎を座長とした憲法研究会が作成した「憲法草案要綱」を基にしていたことが、最近の資料によって確認されています。その憲法研究会に

おいて、中心となって憲法草案を起案したのが、憲法学者木安蔵でした。映画は、その鈴木安蔵にスポットをあて、ままで誰も書かなかった現代史」を解りやすく描いています

この映画は、日本全国の有志からなる「日本の青空」制作委員会の自主制作、自主上映ですが、安倍内閣が戦争のでき法に改正をしようとしているいま、日本国憲法の原点を確るものとして全国各地に大きく広がっていくことが期待さす。



の鈴木安蔵にスポットをあて、ままで誰も書かなかった現代史」を解りやすく描いています。この映画は、日本全国の有志からなる「日本の青空」制作委員会の自主制作、自主上映ですが、安倍内閣が戦争のでき法に改正をしようとしているいま、日本国憲法の原点を確るものとして全国各地に大きく広がっていくことが期待さす。

○ 県内上映スケジュール

上映日	場所
4月13日	川崎・エポックなかはら(武蔵中原駅徒歩1分)
5月18日	茅ヶ崎市民文化会館小ホール(茅ヶ崎駅徒歩8分)
6月1日	厚木市文化会館(本厚木駅徒歩13分)
6月2日	保土ヶ谷公会堂(星川駅徒歩4分)
6月2日	相模原市民会館(相模原駅よりバス10分)
6月9日	南足柄文化会館小ホール(大雄山駅徒歩5分)
6月9日	旭区民文化センターホール・サンハート(二俣川駅徒歩1分)
6月22日	大和市保健福祉センター(鶴間駅徒歩5分)
6月22日	川崎市立労働会館(川崎駅バス5分)
6月26日	藤沢市民会館小ホール(藤沢駅徒歩10分)
8月10日	平塚中央公民館(平塚駅徒歩10分)

○ 上記お問い合わせ先 (有)インディーズ 電話 03-3549-0615

6月23日独自企画 開催場所案内図

みなとみらい線 馬車道駅 徒歩6分

J R線 桜木町駅 徒歩10分

